

第74回定時株主総会の決議結果のお知らせ

平成27年6月24日開催の第74回定時株主総会において、下記のとおり報告および決議がなされましたのでお知らせします。

記

報告事項1 第74期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

上記事業報告の内容、連結計算書類の内容およびその監査結果を報告しました。

報告事項2 第74期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

上記計算書類の内容を報告しました。

決議事項

第1号議案 定款一部変更の件

原案のとおり承認可決されました。

定款変更の内容は、後記のとおりです。

第2号議案 取締役7名選任の件

原案のとおり承認可決され、甲斐敏彦氏、西脇章氏、本間久氏、吹田恒久氏、藤井章太郎氏、中根堅次郎氏および菊地裕太郎氏の7名が選任され、それぞれ就任しました。

なお、中根堅次郎氏および菊地裕太郎氏は社外取締役です。

第3号案 監査役3名選任の件

原案のとおり承認可決され、中村洋氏、伴信彦氏および中久保満昭氏の3名が選任され、それぞれ就任しました。

なお、中久保満昭氏は社外監査役です。

第4号議案 補欠の監査役1名選任の件

原案のとおり承認可決され、倉重英樹氏が補欠の社外監査役に選任されました。

以上

なお、本総会終了後開催の取締役会において、取締役 甲斐敏彦氏が代表取締役社長に選定され、就任しました。

定款変更内容

(下線は変更部分)

変更前	変更後
<p>第1条～第12条 <省略></p> <p>第13条 (定時株主総会の基準日) 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>第14条～第19条 <省略></p> <p>第20条 (買収防衛策に関する規則) <u>当社は、株主総会の決議により、当社の株式の大規模な取得によって、当社の企業価値が損なわれ、株主共同の利益が侵害されることを防止するために、買収防衛策に関する規則を制定することができる。</u></p> <p>第21条～第30条 <省略></p> <p>第31条 (取締役の責任免除) ① <省略> ②当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役</u>との間に、同法第423条第1項に規定する<u>社外取締役</u>の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、500万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> <p>第32条～第35条 <省略></p> <p>第36条 (補欠監査役の選任) ① <省略> ②補欠監査役の選任方法は、第33条第2項を適用する。 ③ <省略> ④ <省略></p> <p>第37条～第40条 <省略></p> <p>第41条 (監査役の責任免除) ① <省略> ②当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役</u>との間に、同法第423条第1項に規定する<u>社外監査役</u>の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、300万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> <p>第42条～第43条 <省略></p>	<p>第1条～第12条 <現行どおり></p> <p>第13条 (定時株主総会の基準日) 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年12月31日とする。</p> <p>第14条～第19条 <現行どおり> <削除></p> <p>第20条～第29条 <現行どおり></p> <p>第30条 (取締役の責任免除) ① <現行どおり> ②当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等である者を除く。)</u>との間に、同法第423条第1項に規定する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、500万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> <p>第31条～第34条 <現行どおり></p> <p>第35条 (補欠監査役の選任) ① <現行どおり> ②補欠監査役の選任方法は、第32条第2項を適用する。 ③ <現行どおり> ④ <現行どおり></p> <p>第36条～第39条 <現行どおり></p> <p>第40条 (監査役の責任免除) ① <現行どおり> ②当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役</u>との間に、同法第423条第1項に規定する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、300万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> <p>第41条～第42条 <現行どおり></p>

変更前	変更後
<p>第44条（事業年度） 当社の事業年度は、毎年<u>4</u>月1日から<u>翌年3</u>月31日までとする。</p> <p>第45条 <省略></p> <p>第46条（剰余金の配当の基準日） ①当社の期末配当の基準日は、毎年<u>3</u>月31日とする。 ②当社の中間配当の基準日は、毎年<u>9</u>月30日とする。</p> <p>第47条 <省略> <新設></p>	<p>第43条（事業年度） 当社の事業年度は、毎年<u>1</u>月1日から<u>12</u>月31日までとする。</p> <p>第44条 <現行どおり></p> <p>第45条（剰余金の配当の基準日） ①当社の期末配当の基準日は、毎年<u>12</u>月31日とする。 ②当社の中間配当の基準日は、毎年<u>6</u>月30日とする。</p> <p>第46条 <現行どおり> <u>附則</u></p> <p><u>第1条</u> 第43条の規定にかかわらず、第75期事業年度は、平成27年4月1日から平成27年12月31日までの9か月間とする。</p> <p><u>第2条</u> 第45条第2項の規定にかかわらず、第75期事業年度の中間配当の基準日は、平成27年9月30日とする。</p> <p><u>第3条</u> 附則第1条、第2条および本条は、第75期事業年度の経過をもって、これを削除する。</p>